

オーストリアの三月前期における検閲制度と言論・
表現の自由

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008952

オーストリアの三月前期における 検閲制度と言論・表現の自由

足立昌勝

- 一 はじめに
 - 二 オーストリアにおける検閲制度の歴史的概観
 - 三 三月前期における検閲制度の概要
 - 四 何が禁止されたか
 - 五 むすび
- 一 はじめに

一八四八年三月一四日、ウィーン民衆の圧倒的蜂起のさなか、オーストリア（ハプスブルク帝国）を精神的鎖国状態に追い込み、メッテルニヒ体制の中核をなした、かの悪名高き検閲法が廃止された。ここに至るまでには、数多くの著作物（書籍、絵画、パンフレット、音楽、劇、墓碑など）が検閲され、輸入が禁止された。しかし、

この検閲法の改正を求める動きは、体制の内部からも噴出し（一八四五年三月一日のヴィーン作家の請願、一八四七年五月一二日のベーメンのシュテンデの請願）、ヴィーンの宮廷へ民衆が蜂起した（三月一三日）翌日には、検閲制度の廃止を宣言せざるを得なかった。

このように、民衆のみならず、体制側のシュテンデや作家をも立ち上がらせた検閲制度が、どのような内容のものであったのかを知ることが、変革期における言論・表現の自由の問題にとどまらず、現代社会における言論・表現の自由を考えるための礎を提供してくれるであろう。

そこで、本稿では、アドルフ・ヴィースナー、エルンスト・ヴィクトール・ツェンカー、フランツ・フォン・リスト、ヨーハン・ヴェントリンスキー、ヨーゼフ・ゼーガル、ユリウス・マルクス、ヘルマン・コンラート、アンナ・ヘトヴィヒ・ベンナなどによりながら、オーストリアにおける検閲制度の歴史を概観し、特に、三月前期における検閲制度の実態と禁止図書を明らかにする。

二 オーストリアにおける検閲制度の歴史的概観

(一) 宗教的・世俗的検閲の時代

1 神聖ローマ帝国における世俗的検閲制度は、一五二九年四月二二日のシュパイアーの議会決議 (Reichstags-abschied von Speier) に始まる。その第九条は、

すべての印刷所および書籍行商人に対して、すべての官憲は可能なかぎり入念に監視する

ことを規定し、

さらに新しいことが印刷されないことおよび、秘密裏又は公然と作られようが、特別に誹毀する文書が印刷され、売り物とされ又は陳列されることは、すべての官憲すなわち指定された思慮分別ある者によって、あらかじめ検閲されるべきである。かくして、そこに欠陥が見いだされたときは、それを印刷し、売ることとは、重い刑罰の下で許されず、厳しく禁止され、押収されるべきであり、その命令に違反する作者、印刷者および販売者は、官憲等によって処罰されるべきである

と規定し、予防的措置としての事前検閲を導入した。

さらに、一五三〇年一月一九日のアウグスブルクの議会決議 (Reichstagsabschied von Augsburg) は、⁽³⁾ 第五八条で、次のように規定している。

不正常的な印刷所によって今まで多くの悪が生じたので、朕は、次のことを定め、命令し、望む。帝国のすべての選定侯、君侯およびシュテンデは、聖職であると世俗的であるとを問わず、直近の公会議のさなか、すべての印刷所およびすべての書籍行商人において、まじめに、今後、新しいものおよび異常な誹毀文書、絵画等が、公的にあるいは秘密裏に創作され、印刷され又は売りに出されるかを監視すべきであり、それは、あらかじめ聖職的又は世俗的官憲によって任命された、思慮分別ある者によって検閲されるべきであり、印刷者の氏名および都市がその中に印刷され、同一の言葉でその中におかれるべきである。その中に瑕疵が見いだされた場合には、その誹毀文書等が事前に印刷されたとしても、そのものを印刷し又は売りに出すことが許されてはならず、売りに出され又は買われてはならない。

創作者、印刷者又は販売者は、その秩序および命令に違反した場合には、座らされ、捕えられた官憲によって、裁量に応じて身体または財産に対して処罰されるべきである。

それが誰であろうと、幾つかの官憲が怠惰であると思われるときは、わが皇帝陛下の検事は、その官憲に對し厳格さを続行し、進めるべきであり、することができ、官憲の裁量およびその過失に應じていかなる刑罰を定め、量定する権力は、わが皇帝陛下の王室裁判所が有するべきである。

ここに、誹毀文書・絵画のみを対象とするのではなく、新たに印刷されるすべてのものにまでその対象を拡大した事前検閲の制度が確立し、その違反に対しては身体刑または財産刑が裁量に應じて定められ、それを取り締まる側の体制が確立した。

2 このような帝国の動きに反して、皇帝カール五世の弟フェルディナント一世が太公をつとめていたオーストリアでは、彼が敬虔なカトリック教徒であることとあいまって、ローマ法皇の意向に素早い反応を示した。すなわち、フェルディナント一世は、一五二三年三月一二日に勅令 (Mandat) を発した。そこで、彼は、法皇レオ一〇世の教書 (Bulle) やヴォルムスの勅令 (Wormser Edikt) で示された、法皇の布告や勅令に反するルターおよびその後継者の書籍・論文・学説の受け入れ、所持、売買、朗読、書写、印刷を禁止し、さらに、臣民にたいして、他の者がそのような書籍等を広め、利用することを黙認してはならず、もしみつけた場合には、そのような書籍等を力で奪い取ることを義務づけた。そして、「われわれの禁止に不服従である者は、罰金または、人の事情に應じて、他の方法で罰せられ、その刑罰は、いつでも、わが領邦ニーダーエスタライヒの大宰相および宮廷顧問によって告知されなければならない」と規定した。⁽⁴⁾

この勅令は、オーストリアに検閲を導入した最初のものである。それは、宗教的検閲と世俗的検閲を同時に認め、将来的に法皇や皇帝の命令に反する文書のすべてを禁止した。しかし、この勅令によっても、それで禁止さ

れたオーストリアにおける反法皇的なルターおよびその後継者の文書の伝播はあとをたたず、カールシュタット (Karlstadt) やツヴィングリ (Ulrich Zwingli) などの文書にとまらず、聖典派 (Sakramentierer) や再洗礼派 (Wiedertäufer) の文書などもオーストリア国内に入ってきたので、フェルディナント一世は、この勅令が実効のないことを悟り、一五二七年八月二〇日に、新たな勅令を公布した。それは、次のように規定している。⁽⁵⁾

キリストの神性または人格、その誕生、苦悩、復活などを、冒瀆的な演説、説教および著作をもって侵害し、軽蔑する者は、慈悲を与えずに、火で罰せられなければならない。

永遠に、清らかに選ばれた女王である処女マリアを軽蔑し、冒瀆しあるいは侮辱する者は、すなわちその者が、彼女は、他の婦人が現在地上にいるように、婦人であり、死に値する罪人であり、誕生後永遠の処女のままではなく、神の産婦ではなく、天に対して来ないということを言い、書きあるいは説教する場合には、これらの異端および狂信のかどで、責任の事情および程度に応じて、身体、生命または財産に対して罰せられなければならない。

この勅令は、キリストとマリアに対する侮辱的・冒瀆的な行為を禁止したものであるが、一五二三年勅令と比べて、刑罰の面において、格段の相違がある。すなわち、一五二三年勅令における刑罰は罰金またはその他の刑罰であったものが、一五二七年勅令では、キリストに対する冒瀆的・侮辱的な行為に対しては火刑が予定され、マリアに対する行為については生命刑・身体刑・財産刑が規定されている。

フェルディナント一世がいかにかこの勅令を厳格に守らせようとしたかについては、彼のフープマイヤー (Balhasar Hubmeyer) 事件に関する処理が如実に示している。

再洗礼派に属するフープマイヤーは、スイスでその教義を広めていたが、そこを追放され、メーレンのニコル

スブルク (Nikolsburg) へ一人の印刷工とともにやって来た。そこで、彼は、ニコルスブルクの領主レオンハルト・フォン・リヒテンシュタイン (Leonhart von Lichtenstein) に捧げる一冊の本を著すとともに、ルターが宗教改革を始めた以降、キリストはニコルスブルクへ巡礼の旅に出たという内容の本を出版した。この本は、大きな注目を集め、その結果、彼の支持者が増大した。そのような動きが、隣国たるオーストリアにまで広まりはじめたので、ルートヴィヒ二世の死によって、ハンガリー・ベーメン・メーレンを獲得したフェルディナント一世は、この教義をすばやく根絶せんとし、一五二七年八月二〇日に、勅令を公布した。これに対して、フリープマイヤーは、その教義の幾つかの点についてはその主張を撤回したが、多くのものを撤回しなかった。そこでフェルディナント一世は、領主リヒテンシュタインに彼の身柄の引き渡しを要求し、それにもとづき、彼はヴィーンに引致され、近郊のグライフェンシュタイン (Greifenstein) に投獄され、文書の撤回を要求されたが、彼は、拷問にもかかわらず、自己の見解に固執した結果、一五二八年三月一〇日、火あぶりの刑に処せられた。また、彼の妻も、首に石をつながれて、ドーナウ河に突き落とされたが、これに対して、布教に重要な役割を演じた印刷業者は、既にメーレン・オーストリアの全体から再洗礼派が追放されたという理由で、何の咎めもなかった。

このような太公の強い禁圧姿勢にもかかわらず、ルターやツヴィングリの教義は、抑圧されるどころか、ますます広がり、宗教改革の精神は、社会の全階層にまで広がり、その運動は大きなものとなった。そのような中で、異端審問官は、禁止文書の引き渡しとその文書を使用した者の搜索を要求した。フェルディナント一世は、そのどちらにも応えることができず、一五二八年七月二四日に、新たな勅令 (Mandat) を公布した。

それは、次のように規定している。⁽⁶⁾

オーストリアの領邦で取り押さえられた、分派的な禁止文書の書籍印刷者および書籍運搬者は、すべての

領邦の主たる誘惑者および中毒者として、何らの慈悲なしに、直ちに生命を水で罰せられ、さらに、その禁止された物は焼却されるべきである。書籍印刷者は、オーストリアの領邦で禁止された分派的書物のゆえに、いかなる所においても、またすべての領邦において首都とされた場所以外においては、誰であろうと人の欲望にもとづいて聖職的または世俗的書籍を印刷してはならない。それは、ニーダー・エスタライヒにおいては、代官および君主もしくは印刷者が住んでいる所の知事に事前に呈示し、許可を得なければならぬ。

ルター(1)の宗教改革を弾圧するために始められた検閲は、ここにおいて、その対象をすべての書物に広げられ、ここに、基本的性格においては、数世紀の間変わることなく、続けられた検閲制度が確立した。

ヴィースナーによれば、このような厳しい勅令によって焼かれた書物は、以下のとおりである。(2)
 グラーツでは、一五七九年、一二、〇〇〇冊のドイツ語の書物と二、〇〇〇冊のヴェンド語の書物が焼かれた。また、一六〇〇年八月八日には、一〇、〇〇〇冊以上の書物が焼かれた。シュレートミンク (Schladning) では、ハンス・シュタインベルガー (Hans Steinberger) の図書館と他の市民の原稿が、「火山の犠牲となった。」ケルンテンのグシュント (Gmünd in Kärnten) では、三〇〇冊の書物が灰となった。フォルケンマルク (Volkennark) では、五〇〇冊の書物が無にされた。ライバハ (Laibach) では、荷馬車八台分の書物が焚書とされた。

3 このようにして確立した検閲制度は、その後の時代においても、基本的には変わるところがなかった。(3)
 カール六世は、一七一五年七月一八日に、皇帝として、勅令を帝国内に発布したが、それは同時にオーストリ

アにおいても発布された。しかし、その勅令は、カール六世の統治姿勢を反映し、従来の基本原則を踏襲したにすぎない。そして、帝国議会決議や他の帝国法で認められた新聞を監視するすべての権限を更新し、宗教事項や国家事項における誹毀文書・カード・侮辱的詩歌・絵画・銅版画を、祈禱や法令に反して秘密に作り、製作し、印刷し、外国から輸入し、恐怖や検査や処罰なしに広めることを禁止した。特にここにおいて重要なことは、すべての印刷業者には、分別のあり、教養のある検閲官が任命され、その許可および承認なくして印刷され、販売されてはならないと規定されたことである。

この規定は、主として反宗教的作品を対象としたものであるが、この規定による改革は、成功したとはいえなかった。そこで、カール六世は、検閲政策において、アメと鞭の政策を採用し、また、司教のなかには、宗教的目的以外に、経済的目的にそれを利用するものがいた。すなわち、プロテスタントの書物を密告したものは、一〇グルデンの報奨金を手にするとして、密告を奨励する一方で、昼夜を問わず禁止図書を求めて家を搜索させたり、家で聖書を持っており、読み聞かせたものは追放され、治る見込みのない老人の家でルター派の家庭用祈禱書がみつげられたときは、その老人はその妻とともに地下牢に入れられ、釈放のため、一〇〇グルデンを支払わなければならない、などがそれである。

この傾向は、マリア・テレージアの時代になっても、基本的変化は現れなかった。彼女の夫であるフランツ一世は、一七四六年二月一〇日の勅令で、「書籍印刷者、商人、仲買人等は、背德的理論ならびに帝国の信仰・国家事項に関する基本法に反する理論、誹毀文書、書物、銅版画等を公刊してはならない」と規定した。⁽⁹⁾これにより、著名な官房学者であり、行政官であったヨーゼフ・フォン・ソッネンフェルス (Joseph von Sonnenfels) は、当時行われていた苛酷な拷問を告発し、その廃止を求めた著作「拷問廃止について」(Über die Abschaffung

der Tortur) をスイスのジュネーブで公刊せざるをえなかった。また、一七五一年には、大学で従来行われていた学部検閲 (Fakultätzensur) を分野検閲 (Fachzensur) へと変え、その領域の専門家である分野検閲官 (Fachzensor ファン・シュヴィーテン、リーガー、ユステイなどが任命された) が提出された原稿の検閲にあたり、さらに、それらを統括する機関として、地方には検閲委員会 (Zensurkommission) がつくられ、中央たるウィーンには書物検閲委員会 (Bücher-Zensur-Hof-Kommission) が設置され、その長にはファン・シュヴィーテンが任命された。

以上みてきたように、世俗検閲に関する法規は、幾多の改正をへて、ますますその領域を広げ、厳格な検閲制度が確立されたが、教会の行う宗教検閲については、ほとんど手を加えられることはなかった(10) だけでなく、司教を世俗検閲機構の有力な一員として位置付けていた。すなわち、一七六七年四月二五日の勅令は、行政機関や兵士のみならず司教にも、自由思想で書かれた書物を監視することを命じている。かくして、ここに至っても、なお検閲の二重性は克服されず、検閲の一元化は、次のヨーゼフ二世の時代をまたなければならぬ。

(二) 国家検閲の時代

1 ヨーゼフ二世は、マリア・テレーシアの死によって単独統治を始めて以降、その信念とする啓蒙思想を具体化するための改革に着手した。この検閲制度の領域においても改革は進められ、一七八一年五月四日の決定 (Resolution) で次のように言明した。

司教が、しばしば、彼の主義と一致しない最良の本を侵害し、呪詛し、その本をすべて可能な方法で部下の聖職者の手から奪い取ろうとし、そのような本の読書のかどで疑われている者を極度に悩まし、迫害す

ることは明らかであるので、すべての領邦の司教に回状 (per circulare) によって、司教は、書物の許可・禁止に関する配下の部下の判断をウィーンの書籍検閲の範例に向かわせ、ひとたびすべての者に許された書物の読書を一般的に聖職者において禁止してはならないということが、示されるべきである。

ここにおいて、マリア・テレシアでも成し遂げられなかった、検閲におけるローマ・カトリック教会の影響の排除が達成され、教会による宗教検閲はすべて禁止され、世俗検閲に統一された。そして、一七八一年六月一日には、検閲法 (Zensurverordnung) が、この原則の下で作成され、公布された。その内容は以下のとおりである。⁽¹²⁾

検閲制度は存置されたが、退廃的文書には検閲を厳しくするが、まじめな文書には寛大に行うべきであるという原則の下で (第一条)、キリスト教を全面的に批判しまたは嘲笑する書物は出版を禁止された (第二条)。しかし、名前が明らかにされている文書は、それが誹毀でない限り、たとえ君主に向けられていようが許可されるものとし (第三条)、完成作品や定期的雑誌は、全体的に判断されるべきであって、部分的に不許可の内容を含んでいても良いとされた (第四条)。さらに、検閲に対する不服申立が認められ (第七条)、再版も、若干の例外を除き、ほとんど認められることになった (第八条)。また、この検閲法には、罰則は規定されておらず、刑法上の処罰に委ねられた。

この法律に対して、啓蒙思想家ブルーマウアー (Johann Alois Blumauer) は、「広げられた検閲からの自由およびそれによって反対や文筆家の意見に開かれた礦野は、一般的啓蒙に少なからず恵まれた収穫を約束し、人間の理性の最上のもののために作られたこの法律は、おそらく、実際に実りを結んだはじめてのものであろう」⁽¹³⁾と述べ、ヨーゼフ二世の英断を称えた。このような検閲法・制度に対し、我々はどのように評価するのであろう

か。検閲制度の枠の中とはいえ、体制への政治的批判を許したことは、当時の支配体制の下では画期的なものであると評さざるをえない。また、このようにして認められた政治的権利としての言論・表現の自由は、近代市民社会の原理として近代市民社会にとっては不可欠のものであり、そこに、近代市民社会の誕生の芽をみることは、過剰であろうか。

2 このような体制は長くは続かなかった。ヨーゼフ二世の死とともに、一七八一年体制そのものが廃止され、一七九〇年九月一日の勅令で、元の厳しい検閲体制が復活した。それは、一七八一年検閲法の第二条の注解として、レーオポルト二世によって、公布されたものであるが、ヨーゼフ時代の検閲制度の「概括的撤回以外の何物でも」なく、検閲が、王座・祭壇・社会的秩序の支柱として、自由裁量すなわち「英知の判断にしたがい」なされるようになった。それは、次のように規定している。⁽¹⁴⁾

国家の本質は意志と力との一致の中に存在し、最高の法律は一般的平穩の維持であることにより、一般的平穩を破壊するもの、謝り、不一致および分裂をもたらすもの、君侯への従順さを弱めるもの、市民的あるいは宗教的義務の監視における生ぬるさ、宗教事項において猜疑心をもたらすものは、すべて、危険と見なされるべきであり、その結果、有害な結果を回避するために、それらの内容の文書および書物は、英知の判断にしたがい、許可されるよりも禁止されなければならない。この原則にしたがい、公的な、君侯の法律および規則を批判し、非難するすべての文書は、その普及が臣民の従順さおよび君侯の法規の執行を弱めるがゆえに、完全に禁止されなければならない。さらに、従前の検閲規定は厳格に従わなければならない。その規定と宗教的分野に入り込む文書を特に区別してはならず、宗教理論および宗教制度に入り込

むものあるいは宗教の使徒を嘲りに明け渡し、物笑いにしまたは輕蔑する文書は、決して許可されてはならない。

ここにおいて、ヨーセフ二世によって許された体制や宗教の批判は、完全に廃棄され、一七八〇年以前の体制へと逆行し、それらは完全に検閲の対象とされた。ここで確認された検閲の原則は、その後、三月前期を通じて変わることなく適用されることになる。

一七九五年二月二二日、フランツ一世は、勅令を發し、その原則のもとで、新たに検閲法 (Zensurvorschrift) を制定し、さらに、一八一〇年九月一四日には、再び検閲法を制定した。⁽¹⁵⁾

3 それらの内容については、次節で述べることとし、ここでは、その後の動きについて概観する。

一八四五年三月一日、ヴィーン在住の作家は、検閲制度の緩和を求めて請願を行った。⁽¹⁶⁾ そこで求められているものは、次の三点である。

① 新たな検閲法の制定

一八一〇年検閲法は、検閲官の準則を定めたものにすぎず、公に公布されていないことを批判し、オーストリアには、いかなる検閲法も存在せず、単に検閲官の個人的観点が検閲を決定しているにすぎないとし、新たな検閲法の制定を要求する。そして、特に学問に従事する者にとって、意見を表明することは人間の生得の自然的権利であるとし、一七八一年検閲法第三条のように批判の自由を求めている。

② 検閲官にとっての独立した立場の賦与

③ 検閲事項における上訴審の創設

この請願書には、多くの著名な者が署名している。長を務めたのは、作家のグリルパルツァー (Grillparzer) であり、その他バウエルンフェルト (Bauernfeld)、イエーヌル (Jenuil)、シュトゥーベンラウホ (Stubenrauch)、ヒエ (Hye)、ウィースナー (Wiesner)、シュティフター (Stifter)、プラトベヴェラ (Pratoberera) 等、総計九八名の者が署名した。

この請願に対し、政府は検閲を強化して、それに対抗した。

さらに、一八四七年五月一二日には、ランベルク侯によって起草された従前の検閲制度に対するベーメンのシュテンデの請願がなされた。⁽¹⁷⁾

一八四八年三月一三日、民衆が蜂起し、三月革命が始まった翌日、ついに、三世以上にわたって、異教徒を弾圧し、苦しみ、国民を精神的鎖国に追い込んだ悪名高き検閲制度は廃止された。

三 三月前期における検閲制度の概要

(一) 検閲の目的

国家体制を維持するために、体制に不都合なものを社会の目に触れないようにするために、厳しい検閲が行われた。したがって、検閲は、事前検閲であり、予防的措置である。そうであるがゆえに、検閲は、非常に包括的であり、墓碑から百科事典まで、すなわち書かれたものや印刷されたものは、すべて検閲審査の対象となり、また、カフスポタンから銅版画まで、すべての模写が審査された。その検閲の目的とするところは、国家・宗教・善良なる風俗に反する文書が国内に流布することを阻止することである。⁽¹⁸⁾ そのことを、一八一〇年検閲法は、そ

の第一〇条で、次のように規定している。

不満および不安を広め、臣民と君主のきずなを砕き、キリスト教なんかずくカトリック教をむしばみ、道義を墮落させ、迷信を助長する傾向を有する、至高なる元首およびその王家もしくは外国の国家行政を侵害する文書、社会主義・理神論および唯物論を訓戒する書籍およびすべての誹毀文書は、個々人の幸福および全体の福祉を高めるためにほとんど適しておらず、むしろ、その幸福や福祉を根底から破壊する。それゆえ、それらは、謀殺犯人が忍耐を要求しないと同様に、寛容を要求することができない。それらは、従来存在する規定の厳しさにしたがって扱われなければならない。

1 反国家的なもの

ここで「国家」とは、支配者（君主）・王家・その幹部を包含する広い概念であり、それらへの非難・批判は禁止され、また、君主の制定した法律・規則への非難・批判も禁止された（のちに、学術雑誌における判例批評は許されるようになった）。同様に、外国やその元首に対する攻撃は禁止された。特に、ドイツ諸邦に対する攻撃の禁止は、カールスバードの決議第四条にその根拠をもっていた。ハプスブルク家が帝国を支配する理論的根拠は、王権神授説に求められていたので、それに反するような、国民主権を正当化し、憲法を賛美する文書は禁止された。とりわけ、革命を賛美するような内容を有するものは、それが文学であれ、音楽であれ、絵画であれ、すべて禁止された。

2 反宗教的なもの

ハプスブルク帝国では、カトリック教が国教であることが前提とされ、それを守るために、反宗教的文書は禁止された。前述した様に、ヨーゼフ二世治下において存在した、反宗教的文書に対する世俗的検閲への一元化は廃止され、再び検閲への教会の見解が尊重されるようになった。プロテスタント的作品は、邪教を排除するために厳しく審査され、ヘブライ語の文書はさらに厳しく審査されるとともに、その輸入も禁止された。また、マリア・テレシアやヨーゼフ二世によって禁止された宗教を狂信した文書は、三月前期においても弾圧された。⁽¹⁹⁾ 反宗教的文書として禁止されたものとしては、次のようなものがある。

Johann Czerski, Sendschreiben an alle christ-katholischen Gemeinden …… , Thorn 1845.— erga schedam

Eduard Duller, Geschichte der Jesuiten,

Franz Schuselka, Der Jesuitenkrieg gegen Österreich und Deutschland, Leipzig 1845.— verboten

Th. Mundt (Hrsg.), Luthers politische Schriften, Berlin 1844.— verboten

3 善良なる風俗に反するもの

エロティックな文学作品・猥褻な絵画・いかがわしい脚本は、善良なる風俗を侵害するとして禁止された。そのため、人々は、表現を和らげ、鋭い攻撃を止めた。

(二) 国内の作品に対する検閲

1 検閲の義務

すべての文書は、原稿の段階で、その枚数を問わず、検閲を受けなければならない。それは、個々の原稿、小品、用いられる言葉、名刺だけではなく、さらに、ラベル、書式、送り状、請求書、統計にまで適用された。一七九五年検閲法は、第四条第一項で、事前検閲なしでの印刷をすべて禁止し、一八一〇年検閲法は、第九条で、「いかなる作品も、検閲を免除されない」と規定しており、検閲からの自由は存在しなかった。

ここで、検閲義務を有する主なものを列挙すると、次のようなものがある。

イ 新たに出版され、または再版される著作

ロ 歌詞の付いた楽譜、ただし、教会音楽の楽譜は、最初に検査と意見表明のため司教区事務局に提出され、その後、世俗的検閲を受けなければならない。

ハ 銅版画、銅または石に描かれた存命中の者のポートレート

ニ 地図、全景図、都市・要塞・国境・沿岸の概略図

ホ 新たな肖像を描いたランプ

ヘ スケッチ

ト 家や構築物等の表札

チ 墓碑

リ メダル

この義務は、オーストリア国内で出版される物に限定されず、オーストリア人が外国で出版するすべての物に

も適用された。例えば、一七九八年六月二八日の勅令によれば、その違反者に対して、二五ドゥカーテンの罰金または拘禁刑が規定されている。しかし、この勅令の実施は困難を極め、その後も、同様な勅令がしばしばだされた（一七九八年一〇月五日の勅令、一八二三年六月二八日の最高警察・検閲庁長官通達、一八三七年二月四日の勅令など）。

2 検閲の管轄

検閲を受けようとする者は、検閲を受けるべきものを校閲局 (Revisionamt) に提出しなければならない（一七九五年検閲法第四条第一項。一八二七年三月一〇日の警察・検閲庁の意見によれば、原稿が印刷される場所がある地方 (Provinz) の校閲局に提出するとされた）。しかし、校閲局は、全く重要でない作品についてのみ印刷許可をだす権限を有するにすぎず、限定的な意味においてのみ、検閲機関であった。

3 検閲の手続き

(1) 宗教・教育・国家に影響を与えない文書（通常の手続き）

通常、原稿は、完全に同内容のものを二部、校閲局に提出しなければならない（一七九五年検閲法第五条）。学術文書の場合、謄本は必要とされないが（一八一〇年検閲法第一九条）、二部の写本を提出しなければならない。ドイツ語の原稿は、重要であると思われる内容が含まれているので、検閲のため、ヴィーンへ送られなければならない。ウィーンの検閲局は、二名の検閲官に原稿を渡すが、同時に渡してはならない。送られた二部の原稿のうち、一部を一名の検閲官に渡し、その検閲官が審査し、校閲局に返還した後、それを他の検閲官に渡す。これ

らの検閲官は、所見を述べるにとどまり、印刷許可を承認するか否かの権限を有していない。

この受け渡しは、即時に行われず、検閲カード (Zensurzettel) を用いて、週に二回、行われるにすぎない。

この検閲カードには、原稿のタイトル、著者の氏名・身分・住所、検閲官に渡された日時、検閲官の住所、校閲局担当者の署名が記載されなければならない。審査を終えた検閲官は、その検閲カードに、定められた検閲様式において所見を記載し、原稿とともに校閲局に送る。校閲局は、この原稿は、別の検閲カードとともに、第二の検閲官に渡す。

校閲局は、二名の検閲官から提出された、意見の付された検閲カードを、警察・検閲庁に送る。これらの意見が基本的に矛盾する場合には、校閲局は、第三の検閲官に意見を求め、最終的な印刷許可・不許可の判断を下す。

(2) 国家文書・重要なもの

このような場合には、通常の手続きに加えて、関係官庁の意見を聴取するが、最終決定は警察・検閲庁が行う(一八一〇年検閲法第二一条)。これに該当する場合としては、次の官庁が考えられる。

イ 一般財務庁 (Allgemeiner Hofkammer) → Montanistikum に封入される文書はすべて提出され、その関知なしに印刷してはならない(一七五四年二月九日の通達)。

ロ 宮廷官房 (Hofkanzlei) → 法律・一般規則を扱う、すべての草稿はここに伝えられねばならず(一八〇七年八月一四日の勅令)、また、その文書や法律を注釈する作品は、法務委員会に提出しなければならない(一七九七年七月六日の勅令)。

ハ 教育委員会 (Studien-Hofkommission) → 学校で使用すべき文書は、すべて、ここに提出され、その関

知なしに、印刷許可は与えられない（一七八五年二月一四日の決定）。

二 内閣 (Geheimer Haus-, Hof-, und Staatskanzlei) —— 国法または政治の分野にかかり、重大な価値があり、重要な内容を有する作品は、すべて、ここに具申され、警察・検閲庁は、これについて仮承諾をする以前に、内閣と協議しなければならない（一八二五年六月一五日の決定、同年六月三〇日の勅令）。

ホ 参謀会議 (Hofkriegsrat) —— 独立の作品・雑誌の論説であろうが、すべての軍事に関する文書は、ここに提出され、参謀会議の校閲と正規の検閲官の検閲なしには、印刷許可は与えられない（一八一六年八月二二日の規則）。

(3) 神学的文書

すべての神学的文書、指定された宗教書・考察書・信心書・祈禱書は、検査・警告のために、大司教・司教・枢機卿會議に伝えられねばならず、そこでの論評や異議が、検閲官にとって了解し得ないときは、皇帝に判断を仰がなければならない（一八一四年七月一〇日の決定、同年七月二一日の勅令、一八四四年八月一五日の規則）。文書が印刷される司教区事務局の印刷許可 (Approbation) は、宗教に関する文書および祈禱書に付加されなければならない（一八二六年二月三〇日の警察・検閲庁指令）。

これらの規定は、カトリック教に関する神学的書物・文書についてのみ適用され、プロテスタントに関するものについては、司教区事務局の判断ではなく、正規の検閲官の鑑定に委ねられた。

このように、宗教的文書については、ヨーゼフ二世によって世俗的検閲にのみ服させた制度（一七八一年四月一五日、七月一七日、一〇月二〇日の規則）は廃止され、検閲の二重性が復活した。

(4) 学問的文書

一八〇三年三月六日の勅令によれば、すべての学校長は、その専門分野において検閲業務を指揮し、その下に
 いる教授に当該分野の原稿・書物を伝達しなければならぬとされ、また、同年六月一六日の勅令は、いかなる
 段階のものであれ、教科書・原稿は、教授の職権で検閲しなければならないが、その学部・専門分野にかかわる
 文書は、校閲局から教授に伝達されなければならないとした。しかし、この場合であっても、それらの文書は、
 正規の検閲官に送達されなければならないが、検閲官は、印刷許可を授ける権能を有するにすぎない。

このような形で、分野検閲 (Fachzensur) とは別に、学部検閲 (Fakultätzensur) が行われた。

4 一定の文書の取り扱いに関する特別規定

(1) 司教区事務局から聖職者に出された指令・通知

一七九一年三月一七日の勅令は、司教が教区の司祭や牧師に出す教書・通達は、従来と同様、今後とも、伝達
 や告示の前に、ランデスシュテレ (Landesstelle) の検閲と承認を受けなければならないとし、一八三七年一月
 二〇日の勅令によって、新たに、司教区事務局から聖職者に向けられ、印刷するように定められた規則その他の
 告示は、すべて、現行の検閲規定に従うべきことが命令された。したがって、宗教上の規則を公にする場合には、
 許可を受けなければならなくなった。

(2) ヘブライに関する文書

ヘブライに関する書物は、魔力等に満ちている場合には、印刷を許可されなかった。書物の許可目録や禁止目

録には、それは、本のタイトルだけではなく、著者・印刷地・出版年・判型についての十分な記載がなされなければならぬとされ、その理由とするところは、ヘブライに関する本は色々な国でおりおり修正され、ふとどきな箇所が一掃され、結局再び出版されるので、その評価は、版の相違にかかっていることに求められている（一八一七年三月六日の規則）。

(3) 祈禱書及び歌

普通人の性向・道徳・宗教原則に悪影響を与えるおそれのゆえに、いわゆる低俗な流行歌 (Gassenhauer) や不適切な宗教的な歌や祈禱は、校閲局によって、厳しく制限された（一八〇四年九月一日の警察・検閲庁の規定）。

(4) 曆

地方で発行され、そこで検閲を受け、印刷を許可された曆であっても、ウィーンにある中央検閲庁で行われる再検閲で異議が申し立てられ、出版社に損害を与え、地方検閲局の体面を汚したうえで、印刷禁止の措置が取られたことから、地方で発行される曆であっても、印刷前に、全内容を中央検閲庁に送付し、審査を受けなければならない（一八二一年一〇月七日の規則）。

(5) 献呈

作品を皇帝または女帝に献呈する場合には、書面でもって、校閲局に提出するとともに、宮内庁 (Hofställe) に、作品と一緒に提出しなければならない（一七九七年九月一五日の勅令）。

5 検閲の形式

一八一〇年検閲法は、その第十七条で、「原稿に対する形式は、従前のままである」と規定し、新たに付け加えるものとして、Toleraturを挙げているにすぎない。したがって、国内の原稿に対する検閲形式はなんら規定されていないが、その他の規則などによって用いられた検閲形式は、次のようなものである。

Imprimatur → 変更・削除なしでの印刷許可

Imprimatur omissis omittendis, Imprimatur correctis corrigendis → 指定された箇所削除・変更の後に与えられる印刷許可

Toleratur → 印刷は許可されるが、新聞紙上で広告してはならない。これは、政治的文書のような、教養ある者には読ませられるが、ない者には読ませられないものに適用する（一八一〇年検閲法第一七条）。

Reimprimatur → 新しい版を出す場合には適用された。

これらの検閲形式は、校閲局によって原稿におされる。

検閲官は、その鑑定において、Imprimaturを用いることはできず、無条件的印刷許可と判断する場合には、検閲カードに、admittiturと記載し、制限的許可に該当する場合には、admittitur omissis omittendisもしくは、admittitur correctis corrigendisと記載しなければならない。

6 再検閲 (Rezensur)

印刷許可は、一年間有効である（一八二〇年二月一日の勅令）。したがって、印刷許可が失効したときは、出版を断念するか、再検閲を申請しなければならない。再検閲は、次の場合に行われる。

イ Imprimatur が一年以上も前に与えられているとき。

Imprimatur を与えられた原稿であっても、一年以内に印刷に送られていないときは、再検閲のために間違
いなく管轄する場所の校閲局に提出しなければならない（一八一七年九月一日の規則）。
ロ 許可された書物の新版を出すとき。

たとえ全く変更がないとしても、新たな版を出すときは、書物と書面の届出を提出し、校閲局に許可を求めな
ければならず、再印刷許可 (Reimprimatur) を得ずに行われた新版の印刷は、検閲を回避した書物の印刷と同
様に、刑罰の下で禁止されていた。検閲は、新版が出る前においては、既に許可された作品を、初めて印刷許可
を求めた原稿と同様に扱い、Reimprimatur は、期間、事情および厳しくされた検閲規定を考慮して、いかな
る疑念も存在しない場合に与えられる。

7 抗 告

一七九五年検閲法は、「秩序および規定を越えて侵害されたと思う者は、その「侵害された」ものを、根拠と証
拠とともに、通常の方法で、ヴィーンにおいては総管理庁 (General-Direktorium)、地方においてはランデスシュ
テレに届けなければならず、審査を行った後の、合法的採決を待たなければならぬ」(第一七条)と規定するの
みで、検閲官の決定に対する抗告権はなんら保証されていなかった。

これに対して、一八一〇年検閲法は、「原稿が警察庁 (Polizeihofstelle) により印刷の許可を拒絶された著述
家は、侵害されたと思うときは、正当化事由 (Rechtfertigungsgründe) の添付とともに、その原稿を、ラント
の行政官庁 (Politische Hofstelle) に提出することができる。提出された官庁は、警察庁の印刷禁止に同意す

べきかまたは許可に値するとすべきかについて、皇帝陛下に報告しなければならぬ」(第一二条)と規定し、著者の抗告権が保証された。

この抗告権を実行する場合には、必ず、正当化事由を必要とした。しかし、正当化事由を収集することは非常に困難であり、実際には、この規定は死文化していたといえる。すなわち、印刷の許可・不許可は、検閲官の鑑定に基づく警察・検閲庁の判断であり、たとえそれが恣意的に行われたとしても、検閲カードが秘密とされる現状においては、作品の行間から、あるいは作品の論調や形式から、国家に危険な要素や反道德的・反宗教的傾向をみつけたという検閲官の判断を覆すに足りる正当化事由を収集することはできなかったのである。

(三) 外国の作品

1 印刷された出版物に対する検閲

(1) 校閲局における手続き

書籍商宛の郵便小包や巻物は、中央税関から校閲局にもたらされ、そこで、校閲官と税関職員の立ち会いの下で開封される。税関職員が立ち会えない場合には、その中に関税賦課相当品があるか否かを検査するため、巻物を開封してはならない。したがって、税関職員は必ずしも校閲局に詰めていないので、当事者は数時間も待たなければならぬことがある。

そのうち、許可されたものは当事者に返還し、禁止されたものや新しいものは、校閲局にある棚に目録と一緒に封印される。封印されたものうち、一部は、ヴィーンにある中央書籍校閲局での検閲に回される(既に述べたように、校閲局には、許可権限はなく、単に検閲の判断に従って書物を引き渡すことができるだけである)。

なわち、検閲カードが作成され、新しい作品や校閲局がまだ見たこともない書物とともに、正規の検閲官に送られる。

この検閲官は、通常の方法で検閲を行い、許可・不許可を決める。ただし、この場合において、特徴的なことは、正規の検閲官が無条件で許可した場合には、なんらの制約なしに流通に委ねることができる。

(2) 検閲形式

一八一〇年検閲法は、次の四種の検閲形式を定めている(第一五条)。

Admittitur → 無条件的許可。公然と売買し、新聞に広告することができる。

Transat → 許可。必ずしも一般に流通させられるものではないが、それほど厳しい制限が加えられてもいない。公然と売買し、図書目録に載せられるが、新聞に広告することはできない。

Erga schedam conced → 制限的許可。ふとどきさが良きものや公共のものを圧倒するが、何らの危険なく、商人や科学者にのみ警察庁の保証により許される。

Damnatur → 禁止。国家又は道徳を書する書物のみ適用される。警察庁の許可によってのみ、その書物を読むことができる。

また、教授や本来の学者にとって専門に属し又は自己に関連する書物は、たとえその本が、Erga schedam または Damnatur と判定されたとしても、その内容が誹謗中傷のみである場合及び無内容である場合を除いて、拒絶されることがない。

2 禁止された書物の普及に対する特別措置

(1) 禁止図書目録

図書が禁止された場合、書物の印刷を禁止し、印刷物の流通を防ぐために、何が禁止図書かを地方の校閲局や書籍商に、周知徹底させる必要がある。そこで、一四日ごと、純粋な *Imprimatur* または *Admittitur* すなわち許可と判定されなかった原稿、書籍、新聞、楽譜、銅版画等の目録が、ヴィーンにある中央書籍校閲局から他の校閲局、公共図書館および警察官庁に伝えられ、校閲局に貼付された。また、検閲によって許可された、国内および外国の作品、雑誌、原稿、地図、スケッチ、銅版画、楽譜等は、国家印刷局で印刷され、公務に使用された。

(2) 禁止された書物の返還

校閲局に保管された書物は、所有者が特別許可を得ることのできる買い手をつけるか、通常の手続きで国外に送られるまで、そこに保管される。しかし、それが極めて反宗教的、反道徳的、反国家的、誹毀的、名誉毀損的であり、または明らかに悪意に満ちたものであるときに、どちらの手続きも行われなるときは、校閲局は、直ちにそのものを撲滅しなければならない。

国内の書籍商への返還は、一七九五年検閲法では、無条件で許されている（その第三条は、「校閲係顧問によって書籍商に保管された禁止書籍は」と規定している）。さらに、その第一五条により、書籍商は、販売のためのカタログを作成した際に、禁止書籍を見いだしたときは、そのものを遅滞なく校閲局に引き渡さなければならない。

しかし、この制度では、禁止が頻発し、オーストリアとの通商関係から後退したので、一八一〇年検閲法は、

ひとたび出版禁止措置がとられたものでも、新版で出版されるか、新たに外国から入って来る場合には、再び検閲を受けることができることを明文で保証した(第一三条)。

四 何が禁止されたか

このような検閲制度の中で、どのような書物が禁止されたかについて、主として、ユリウス・マルクス『公的な禁止リスト』によりながら、それを明らかにする。しかし、それらの書物がもっていた社会的意義や検閲で禁止された理由などについては、それらの書物入手し、内容を詳細に検討しなければならない。したがって、その研究は、今後の課題として残されるであろう。

1 帝国・国家にかかわるもの

- (1) Erga schedam とされたもの
Maximilian Langenschwarz, Die Anatomie des States, St. Gallen 1836
Wilhelm Jordan, Zu Deutschland 1000 jähriger Geburtstag, dem 6. August 1843, Charlottenburg 1843
Robert Blum, Dir Fortschrittsmänner der Gegenwart, Leipzig 1847
Franz Schuselka, Geschichtsbilder aus Schleswig-Holstein, Leipzig 1847
Theodor Mügge, Die Censurverhältnisse in Preußen, Leipzig 1845

(2) Damnatur とされたもの

- Gustav Kombst, Der deutsche Bundestag gegen Ende des Jahres 1832, Straßburg 1836
- Ders., Erinnerungen aus meinem Leben, Leipzig 1848
- Gustav von Struves, Politische Briefe, Mannheim 1846
- Arnold Ruge, Gesammelten Schriften, Mannheim 1846
- Ders., Aktenstücke zur Censur, Philosophie und Publizistik aus dem Jahre 1842, Mannheim 1847
- Theodor Mügge, Einige Betrachtungen über das Wesen der Preßfreiheit veranlaßt durch den vom St. Gallener Kleinen Rathe entworfenen Gesetzes-Vorschlag gegen den Mißbrauch der Presse, St. Gallen 1836

2 社会批評の作品・マンハントム

- (一) Damnatur-ウキダシの
 Karl Heinzen のドイツの革命
- Max Stirner, Der Einzige und sein Eigentum, Leipzig 1845
- Wichelm Christian Weitling, Garantien der Harmonie und Freiheit, Vivis 1843
- Ders., Die Menschheit wie sie ist und wie seyn sollte, 2. Auflage, Bern 1845
- Ders., Kerkerpoesien, Hamburg 1844
- Hermann Püttmann, Sozialen Gedichte, Herisau 1846
- Anonym, Der Schriftsteller Wilhelm Weitling und der Kommunistenlärm in Zürich, Bern 1843

Sebastian Seiler, Der Kommunismus in seiner praktischen Anwendungen auf das soziale Leben, Schaffhausen 1843

Anonym, Reneganten- und Communistenlieder, Dresden 1844

(2) Damnatur ドムナチュ の

Jeremias Gotthelf, Armennoth, Zürich 1840

3 国法にかかわる作品

(一) Damnatur ドムナチュ の

Johann Christian von Aretin, Staatsrecht der constitutionellen Monarchie, 2. Auflage (mit Karl von Rotteck), Leipzig 1838

Karl von Rotteck u. Karl Theodor Welcker (hrsg.), Staatslexikon, 2. Auflage, Altona 1847

Karl Theodor Welcker, Wichtige Urkunden für den Rechtszustand der deutschen Nation, Mannheim 1844

Ernst von Bülow-Cummerow, Die europäischen Staaten nach ihren inneren und äußeren politischen Verhältnissen, Altona 1845

H. Venedey, John Hampden

Anonym, Die modernen Constitutionen Deutschlands

Deutschlands politische Zeitungen

Constitutionellen Jahrbücher, 1843 ㊦ 第三卷

Johann Jacoby, Vier Fragen beantwortet von einem Ostpreußen, Mannheim 1841

論
Heinrich Theodor Schön, Woher und wohin?, 1843

Bettina von Armin, Dies Buch gehört dem König, 2 Bände, Berlin 1843

(2) Erga schedam ヲケネダメ㊦

Anonym, Deutschland und Repräsentativ Verfassungen, Giessen 1838

P. A. Pfizer, Gedanken über Recht, Staat und Kirche, Stuttgart 1842

C. F. Wurm, Kritische Versuch über die öffentlichen Rechtsverhältnisse in Deutschland seit der
Mitte des Jahres 1832, Leipzig 1835

(3) 邦人の政治小説の

Justus Möser, Sämmtliche Werke, 10 Bände, Berlin 1843

Politisches Journal

Neue Jahrbücher der Geschichte und Politik—一八三九年六月号以降

Archiv für die neueste Gesetzgebung

4 歴史に関する作品

(一) Damnaturo ヲケネダメ㊦

Wigand (Hrsg.), Geschichtsbibliothek fürs Volk, Nr. 6~10, Leipzig

- Friedrich Christoph Förster, Wallensteins Prozeß vor den Schranken des Weltgeschichts und des k. k. Fiskus zu Prag, Leipzig 1844
- Ders., Die Höfe und Cabinete Europa's im 18. Jahrhunderte, 3 Bände, Postdam 1836-1839
- Hornmayr, Lebensbilder aus dem Befreiungskriege, 1841
- Julius Schneller, Der Mensch und die Geschichte, Neue Ausgabe, Quedlinburg und Leipzig 1841
- Ders., Oesterreichs Einfluß auf Deutschland und Europa seit der Reformation bis zu den Revolutionen unserer Tage, Stuttgart 1828
- (2) Erga schedam 20222222
- Otto von Corvin, Weltgeschichte, Leipzig 1844
- Becker, Die Weltgeschichte,
- Christoph Schlosser, Geschichte des 18. und 19. Jahrhundert bis zum Sturze des französischen Kaiserreiches, 3. Auflage, Heidelberg 1843
- Ders., Weltgeschichte für das deutsche Volk, Frankfurt 1844
- Johann Gustav Droysen, Vorlesungen über das Zeitalter der Freiheitskriege, Kiel 1846
- Johann Christian Neudecker, Geschichte der deutschen Reformation von 1517-1532, Leipzig 1843
- Ignaz Heinrich von Wessenberg, Die großen Kirchenversammlung des 15. und 16. Jahrhunderts, Konstanz 1840

年報、年鑑、ホケム、ブツタ、評論など、Damnatur-*Erga schedam* の判定が入り混じっている。

Hallsche Jahrbücher, später, Deutsche Jahrbücher, Hrsg. von Ruge

Rheinisches Jahrbuch, Hrsg. von Levin Schücklings, 1846～

Deutsche Vierteljahrschrift

Jahrbücher der Gegenwart

Wilhelm von Zedlitz-Neukirch, Militärische Anekdoten und Geschichtsalmanach

Adalbert von Chamisso, Deutscher Musenalmannach

Lenau, Frühlingssalmanach für 1836, Stuttgart 1836

Robert Blum, Vorwärts! Volkstaschenbuch für 1846

5 エルゲヤ関係の文書

(一) *Erga schedam* ヌルゲヤダカ

Anonym, Für die Juden von einem Juden. Beantwortung der Schrift von Wilhelm Tell: Die Juden können und dürfen in christlichen Staaten keine Gleichstellung erlangen, Leipzig 1836

Anonym, Ein Aufruf zum Widerstande gegen die Verbreitung jüdischer Lebensansichten und jüdischer Religionsbegriffe, St. Gallen 1840

Bruno Bauer, Die Judenfrage, Braunschweig 1843

Das Judenthum in Oesterreich und die böhmischen Unruhen, Leipzig 1845

(2) *Dammatur* 20022222
 E. L. B., *Neu-Judäa, Entwurf zum Wiederaufbau eines selbstständigen jüdischen Reiches*, Berlin 1840
Uiber Emancipation der Israeliten. Worte der Wahrheit, etc. von einem Unpartheiischen, Leipzig 1837

Berthold Auerbach, *Das Judenthum und die neueste Literatur. Kritischer Versuch*, Stuttgart 1836

9 文学書

(一) *Dammatur* 20022222

Lorenz Diefenbach, *Über Leben, Geschichte und Sprache*, Gießen 1835

Heinrich Heine, *Die romantische Schule*, Hamburg 1836

Ders., *Zur Geschichte der neueren schönen Literatur in Deutschland*, Paris 1837

Ders., *Über Ludwig Börne*, Hamburg 1840

Uffo Horn, *Oesterreichischer Parnaß, bestiegen von einem heruntergekommenen Antiquar*. Frey-Sing.

Athanasius 1841

Hieronymus Lorn, *Wiens poetische Federn und Schwingen*, Leipzig 1847

Rollet, *Lyrisches Wanderbuch eines Wiener Poeten*, Frankfurt a. M. 1846

Hartmann, *Neuere Gedichte*, Leipzig 1847

Karl Beck, *Der fahrende Poet*, Leipzig 1838

Anastasius Grün, Schutt, Leipzig 1835

Nikolaus Lenau, Savonarola, Stuttgart und Tübingen 1837

Heinrich Meißner, Ziska, Leipzig 1846

Karl Georg Reginald Herloßsohn, Die Hussiten oder Böhmen von 1414 bis 1421, Leipzig 1841

Ders., Zeit- und Lebensbilder, 6. Bd., Leipzig 1843

Ders., Gesammelte Schriften, 4. und 5. Bd., Leipzig 1837

Johann Peztl, Faustins des Jüngeren Reisen und Thaten im schwindelnde Jahrzehend der Freiheit am Ende des. philosophischen Jahrhunderts, Leipzig 1799

Karl Immermann, Die Epigonen, Düsseldorf 1836

Achim von Arnim, Burg Frankenstein, Nordhausen 1836

(∞) Erga schedam ㄱㅇㄱㅇㄱㅇㄱㅇㄱㅇㄱㅇ

Karl Simrock, Die deutschen Volksbücher, III. Die 7 weisen Meister, Berlin 1840

Johannes Scherr, Bildersaal der Weltliteratur, Stuttgart 1848

Theodor Mundt, Allgemeine Literaturgeschichte, 2. Aufl., Berlin 1848

Karl Gutzkow, Beiträge zur Geschichte der neuesten Literatur, Stuttgart 1836

Heinrich Laube, Geschichte der deutschen Literatur, 4 Bde., Stuttgart 1839/40

Ders., Moderne Charakteristiken, Mannheim 1835

L. Wienbarg, Die Dramatiker der Jetztzeit, Altona 1839

- Ders., Zur neuesten Literatur, Mannheim 1835
- Ders., Wanderungen durch den Thierkreis, Hamburg 1835
- Karl Goedeke, Deutschlands Dichter von 1813 bis 1843, Hannover 1844
- Ludwig Börne, Urtheil über Heinrich Heine. Ungedruckte Stellen aus den Pariser Briefen, Frankfurt a. M. 1840
- Julius Seidlitz, Die Poesie und die Poeten in Oesterreich im Jahre 1836, Grimma 1837
- Sebastian Brunner, Prinzenschule zu Möpselglück, Regensburg 1848
- Gotthold Ephraim Lessing, Sämmtliche Werken, 5. Bd., Berlin 1838
- 7 新刊書
- Dammatur の 新刊書
- Jean-Jacques Rousseau, Bekenntnis, Deutsche Ausgabe von Wigand, Leipzig 1843
- Diderot, Grundgesetz der Natur, Leipzig 1846
- Julius Frauenstädt, Schellings Vorlesungen in Berlin, Darstellung und Kritik, Berlin 1842
- Johann Gottlieb Fichte, Beitrag zur Berichtigung der Urtheile des Publikums über die französische Revolution, Theil 1, Bern 1844

編

(一) Erga schedam ヲ撰攷セラルル

David Friedrich Strauß, Leben Jesu, 4. Aufl., 1840

Ludwig Andreas Feuerbach, Über Philosophie und Christenthum in Beziehung auf den der Hegelschen Philosophie gemachten Vorwurf der Unchristlichkeit, Mannheim 1839

Bernard Bolzano, Athanasia, 2. Ausg., Sulzbach 1838

Anonym, Dr. Bolzano und seine Gegner. Ein Beitrag zur neuesten Literaturgeschichte, Sulzbach 1839

Anonym, Dr. B. Bolzano Erbauungsreden an die akademische Jugend 1. Theil, Sulzbach 1839

(二) Damnatur ヲ撰攷セラルル

Ludwig Andreas Feuerbach, Das Wesen des Christenthums, Leipzig 1841

Ders., Das Wesen des Glaubens im Sinne Luthers, Leipzig 1844

Friedrich Feuerbach, Die Religion der Zukunft, Zürich und Winterthur 1843

Anonym, Lebensbeschreibung des Dr. B. Bolzano mit einigen seiner ungedruckten Aufsätze, Sulzbach 1836

Anonym, Dr. B. Bolzano oder authentische Geschichte eines Falles des in der katholischen Kirche üblichen Rechtsverfahrens, Stuttgart 1837

五 むすび

1 既にみてきたように、一般的に、皇帝フランツ一世の下、メッテルニヒ体制といわれる反動的絶対主義の時代であったオーストリアの三月前期では、非常に多くの作品が、神聖ローマ帝国を批判し、ハプスブルク家さらにはオーストリアの国家体制を批判し、ローマ・カトリック教以外の教義または異教を信仰し、流布したことを理由に出版禁止とされ、また、啓蒙主義に基づいて国家改革を論じ、国民主権を主張する書物も検閲され、出版禁止とされた。これは、オーストリアの国境に「精神的万里の長城」を築いた以外の何物でもなく、オーストリアの民衆を「精神的鎖国状態」に陥れたのである。

その当時、フランスでは革命によってブルボン王朝が倒され、また、ドイツ民族の間でも啓蒙主義に基づく改革がしばしば議論されるようになり、歴史は、近代へと突入していた。啓蒙主義では、国民主権が主張され、政治的権利としての言論・表現の自由が強く主張され、そこに、民主主義の根源が求められていた。しかし、オーストリアでは、厳しい検閲政策の下で、権力によって、権力に不都合なものは禁止・弾圧され、民衆は、一定の価値観をもつように強制されていた。それが、たとえフランス革命という変革期にあたり、体制（王朝）防衛の必要があったとしても、それは、時代に逆行したものである。

検閲政策に限ってみても、既に、ヨーゼフ二世によって近代への門は開かれていたのである。その門をどのように利用するかは、統治者の役割であり、また、利用させることが民衆の役割であった。しかし、統治者すなわちフランツ一世やメッテルニヒの権力的弾圧政策は強く、民衆の側にもそれをはねかえす力がなかったがゆえに、民衆が言論・表現の自由を獲得するには、一八四八年の三月革命をまたなければならなかった。その三月革命は、

検閲法の廃止、言論・表現の自由の確立を強く要求した結果、蜂起の翌日には、フランツ一世は、検閲法を廃止せざるをえなくなったのである。

2 一体、検閲とは何であろうか。体制は、常に保守的なものであるがゆえに、批判的勢力の出現を恐れている。そのために、批判的書物を事前に禁止し（事前検閲）、またはその輸入を禁止し（事後検閲）、体制批判的思想が一般化しないようにする。そこには、体制側からする価値基準の設定があり、それに合わない価値は、すべて禁止される。また、その禁止を実効あらしめるために、刑罰による威嚇が行われるのが通常の例である。

近代民主主義社会においては、政治的権利としての言論・表現の自由が保証され、体制批判の自由が確保されている。しかし、日本においては、憲法上は禁止されている（二二条二項）にもかかわらず、検定の名において、検閲が存在している。以上述べたことから明らかのように、検定は、どのような詭弁を使おうが、行政機関の行う価値の強制であり、検閲以外の何物でもない。

本稿で明らかにしたように、長年にわたる検閲政策の下での言論・表現の自由の抑圧が、民衆の怒りを爆発させ、その力により検閲法の廃止が勝ち取られたことを考えれば、日本においても、同様の事態が起こらないと誰が言えるであろうか。

(一) Adolph Wiesner, *Denkwürdigkeiten der Oesterreichischen Zensur vom Zeitalter der Reformation bis auf die Gegenwart*, Stuttgart 1847 ; Ernst Victor Zenker, *Geschichte der wiener Journalistik von den Anfängen bis zum Jahre 1848*, 2 Bände, Wien und Leipzig 1892 / 1893 ; Franz von Liszt, *Lehrbuch des österreichischen Preßrecht*, Leipzig 1878, S. 3ff ;

Johann Wendrinsky, Kaiser Joseph der Zweite in seinem Leben und Wirken, Meissen 1837, S. 125 ff ; Josef Segall, Geschichte und Strafrecht der Reichspolizeiordnung von 1530, 1548 und 1577. Strafrechtliche Abhandlungen, Heft 183. Reprint der Ausgabe Breslau 1914, Frankfurt a. M./Tokyo 1977, S. 153 ff ; Julius Marx, Die amtlichen Verbotlisten, in : Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs. Band 9, 1956 ; Ders., Österreichs Kampf gegen die liberalen, radikalen und kommunistischen Schriften 1835-1848, in : Archiv für österreichische Geschichte. 128. Band, 1. Heft, 1969 ; Ders., Die österreichische Zensur im Vormärz, München 1959 ; Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Band II. Neuzeit bis 1806, S. 259f. ; Anna Hedwig Benna, Organisation und Personalstand der Polizeihofstelle (1793-1848) , in : Mitteilungen des Österreichischen Staatsarchivs. Band 6, 1953

- (2) Josef Segall, a. a. O., S. 153.
- (3) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 18f.
- (4) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 22ff.
- (5) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 32.
- (6) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 38.
- (7) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 62f.
- (8) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 82ff.,
- (9) Anonym, Noch ein Aufsatz über Pressefreiheit und Zensur, mit Beziehung auf das deutsche

Staatsrecht, in : Aufklärung und Gedankenfreiheit. Fünfzehn Anregungen, aus der Geschichte zu lernen. Herausgegeben und eingeleitet von Zwi Batscha, Frankfurt a. M. 1977, S. 238.

- (10) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 122.
- (11) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 143.
- (12) ヨーゼフ二世時代の検閲制度および一七八一年検閲法については、拙稿「ヨーゼフ二世治下における検閲制度と言論・表現の自由」『法経論集』四三号、一九七九年、一一頁以下を参照。
- (13) Johann Alois Blumauer, Beobachtungen über Österreichs Aufklärung und Literatur. Nachdruck der Ausgabe Wien 1782, Wien 1970, S. 64.
- (14) Ernst Victor Zenker, a. a. O., S. 87f
- (15) ヘルムホルツの検閲批判について Adolph Wiesner, a. a. O., S. 193ff. 及び Julius Marx, Die österreichische Zensur im Vormärz. を参照。二つの検閲法はマルクスの著書に付録として掲載された。
ヘルムホルツ
- (16) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 409ff.
- (17) Adolph Wiesner, a. a. O., S. 425ff.
- (18) Julius Marx, a. a. O., S. 54ff.
- (19) Julius Marx, Die amtlichen Verbotlisten, S. 183f.